

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、次のとおり公告する。

平成三十年三月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

認定番号	H二十九 認定川建 セ第九号
認定年月日	平成三十年三 月十五日
対象区域	埼玉県入間市扇町屋 二丁目七十番七の一部、 七十番十六、九十三番一、 九十四番一、九十五番一、 四百二十四番一
公告に係る対象区域等を 縦覧に供する場所	埼玉県川越建築安全セン ター